

千葉県特定非営利活動促進法に係る処分基準の一部改正の概要について

1 趣旨

平成29年4月に特定非営利活動促進法が一部改正され、仮認定特定非営利活動法人の名称が特例認定特定非営利活動法人に改められたことに伴い、文言の修正や整理を行い、審査基準を改正するものです。

2 法改正に伴う改正事項

(1) 仮認定特定非営利活動法人の名称の変更（法第2条第4項）

仮認定特定非営利活動法人の名称が特例認定特定非営利活動法人に改められたことから、文言を修正しています。

3 その他の改正事項

(1) 処分基準内で不要な文字を削除しています。

4 適用日

平成29年9月1日から適用する。